

栗島浦村耐震改修促進計画

平成28年5月
(令和6年10月)

栗島浦村

目 次

第1 総則	1
1. 計画の目的	1
2. 栗島浦村耐震改修促進計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1. 想定される地震の規模、被害の状況	3
2. 耐震化の現状	6
3. 建築物の耐震化の目標設定	9
第3 住宅及び特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	13
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	13
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	15
3. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	16
4. 建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要	16
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	18
第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について	20
1. 地震防災マップの活用	20
2. 情報提供の充実及び相談体制の整備等	20
3. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	20
4. リフォームに合わせた耐震改修の誘導	20
5. 自治会等との連携	20
6. 耐震改修促進税や地震保険料割引等の周知	21
7. 建築基準法による勧告又は命令等に関する事項	21
第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	22
1. 新潟県耐震改修促進協議会への参加	22

第1 総 則

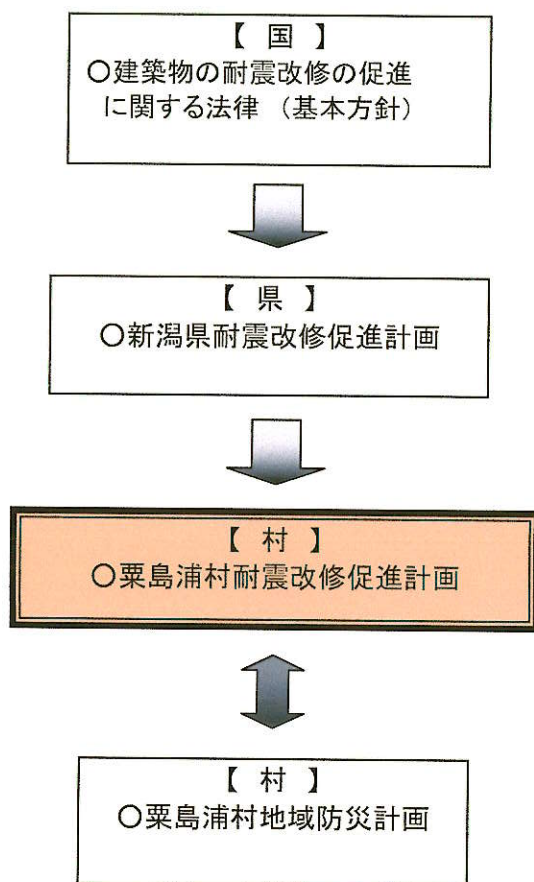
1 計画の目的

栗島浦村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して村民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 栗島浦村耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、平成 25 年 11 月 25 日に改正された、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号、以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条に基づく市町村の耐震改修促進計画として策定しています。

また、本計画は、耐震改修促進法第 4 条の規定により国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び新潟県耐震改修促進計画を勘案するとともに、「栗島浦村地域防災計画」との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとしています。



栗島浦村建築物耐震改修促進計画の位置づけ

「栗島浦村地域防災計画」

栗島浦村地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画 第1節災害に強い村づくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

(以下抜粋)

(1) 建築物の耐震不燃化

ア 公共建築物の耐震不燃化

本庁舎をはじめとする防災活動拠点施設については、昭和56年の新耐震基準以前に建築された建築物を優先的に耐震診断し、必要がある場合には補強工事を検討する。

イ 一般建築物の耐震不燃化

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、村はそのための助言、指導及び支援に努める。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び新潟県耐震改修促進計画と同様に、平成32年度までとします。

ただし、施策の基礎資料となる新たな統計調査の実施や社会情勢の変化等に対応を図るため定期的に検証を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画の対象地域は栗島浦村全域とし、耐震改修の対象とする建築物は、昭和56年に導入された現行の耐震基準を満たさない「旧耐震基準」に基づいて設計されたものとします。ただし、非構造部材については、新耐震基準に基づいて設計されたものも含みます。

なお、公共建築物については各々の施設設置者による計画に基づき耐震改修が定められるものであることから、本計画においては、村有建築物を対象とします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、被害の状況

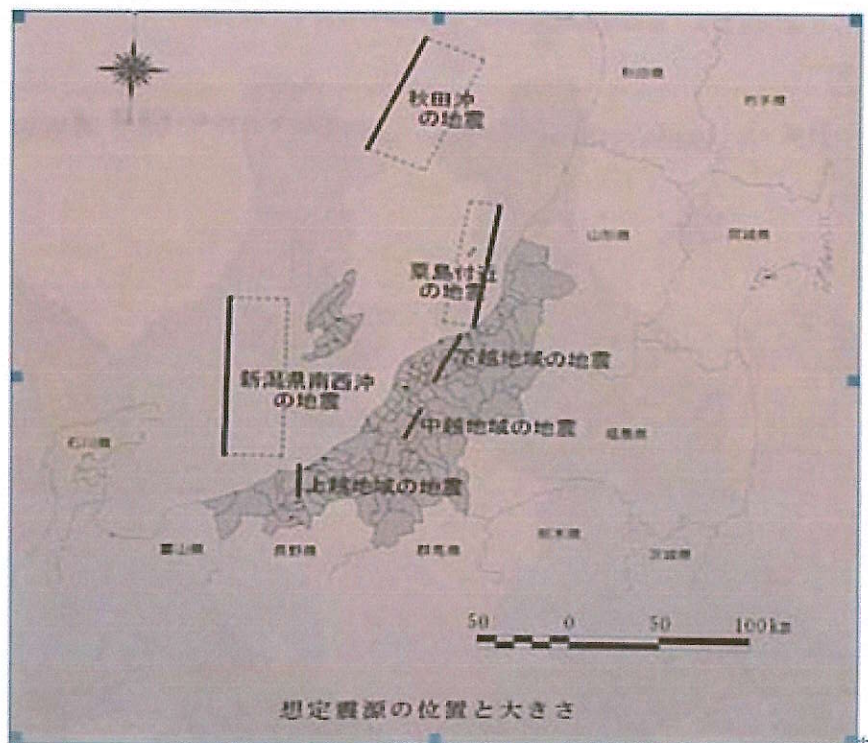
新潟県において過去に被害をもたらした地震や、主要な活断層の分布状況、調査時点での科学的知見を踏まえ、県内において発生が想定される地震は以下6つの地震が報告されています。

これは、新潟県が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県内の大きな影響を与えると予想される地震を科学的知見から検討した結果、地震発生時の人的・物的被害を具体的に想定・試算する必要が認識されたことから、平成7年から平成10年にかけて「新潟県地震被害想定調査」を実施したものの結果になります。

想定地震の諸元

震源諸元 想定地震名	マグニ チュード (※1)	長さ (km) (※1)	幅 (km) (※1)	傾斜 (※1)	位置等 (※1)	《参 考》 上端深 (※2)
秋田沖の地震（海域）	7.6	80	40	30° E	秋田県西方沖の 震源	1 km
新潟県南西沖の地震 （海域）	7.7	100	38	35° E	佐渡西方から糸魚 川市沖合にかけて の震源	2km
粟島付近の地震（海域）	7.5	80	30	56° W	新潟地震と同程度 の地震 （1964年）	6km
下越地方の地震（内陸）	7.0	32	12	90°	旧新潟市部から 旧白根市部に かけての断層	6km
中越地方の地震（内陸）	7.0	20	10	90°	見附市から長岡市 にかけての断層	4km
上越地方の地震（内陸）	7.0	20	10	90°	上越市から 妙高市に かけての断層	6km

（※1）新潟県地震被害想定調査報告書による。（※2）断層上端から地表面までの距離。



想定震源の位置と大きさ

《被害の概要》

各想定地震における県全体の被害等の一覧は次のとおりです。

また、想定した地震以外にも、県内に被害を引き起こす地震が本県やその周辺において発生する可能性があります。

被害想定（建築物被害）

（単位：棟）

区 分 想定地震名	木造建築物		非木造建築物		合 計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全 壊	半 壊
秋田沖の地震	0	1	0	4	0	5
新潟県南西沖の地震	628	3,664	75	360	703	4,024
奥島付近の地震	4,009	14,407	718	1,292	4,727	15,699
下越地方の地震	32,192	66,618	3,704	5,747	35,896	72,365
中越地方の地震	14,553	22,418	1,671	4,860	16,224	27,278
上越地方の地震	9,486	17,486	1,127	3,369	10,613	20,855

※ 複数の要因により被害を受ける建物（例えば、地震動により半壊した建物で、火災により焼失するもの）の被害棟数は重複して計上してあるため、結果として被害棟数はこれらを足し合わせた数値にはなりません。

（出典：新潟県地震被害想定調査）

被害想定（人的被害）

（単位：人）

区 分 想定地震名	死者数	重傷者数	軽傷者数	避難者数
秋田沖の地震	0	1	21	7
新潟県南西沖の地震	19	125	2,660	5,054
粟島付近の地震	117	668	13,346	37,044
下越地方の地震	1,232	2,589	49,898	233,604
中越地方の地震	346	999	19,293	89,387
上越地方の地震	585	481	9,278	44,257

※ 人的被害は、季節（夏・冬）、時刻別（昼・夜）に想定しており、上記は冬の夜間に発生した場合の被害想定。

（出典：新潟県地震被害想定調査）

被害想定（建築物被害）

（例：地震により倒壊した家屋）



（出典：新潟県中越沖地震被害の状況）

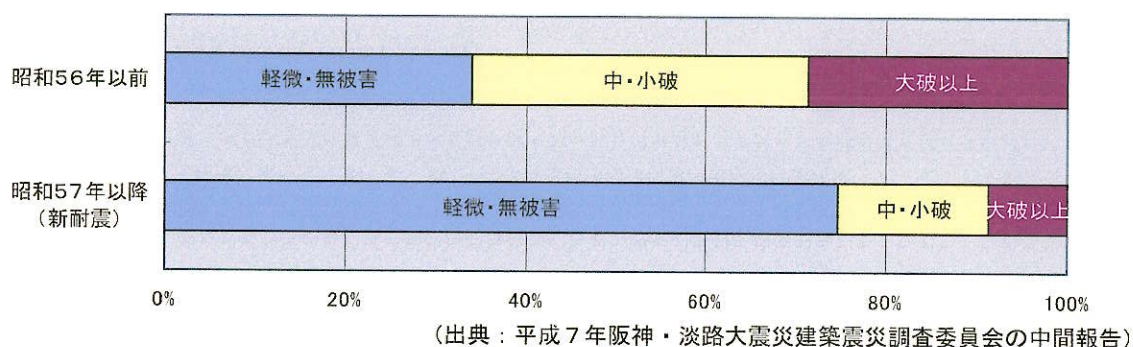
大地震は、いつどこで発生してもおかしくない状況にあります。
 そのため、今後、耐震化の促進を通して建築物の被害を減少させていくことが、
 安心・安全なまちづくりの喫緊の課題とされています。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和 53 年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》



(2) 建築時期別の住宅の状況等

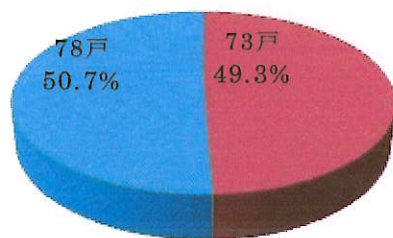
平成 28 年の村固定資産台帳によると、村内の住宅総数は、148 戸であり、昭和 55 年以前に建築された住宅は、73 戸で全体の 49.3% を占めています。

【建築時期別住宅の戸数】

建築時期別住宅戸数 （単位：戸）

住 宅 総 数	148
うち昭和 55 年以前建築	73 戸（49.3%）
うち昭和 56 年以降建築	78 戸（50.7%）

（出典：村固定資産台帳）



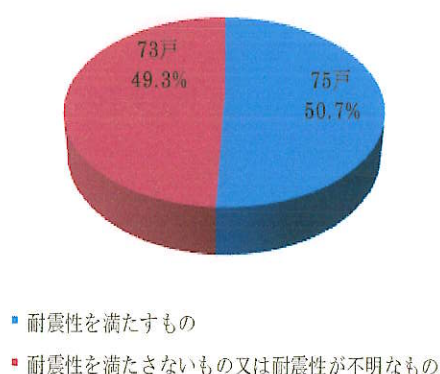
■ 昭和 55 年以前建築 73 戸

■ 昭和 56 年以降建築 78 戸

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和 56 年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和 55 年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると 78 戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で 50.7%と推計されます。

【住宅における耐震化率の現状】



住宅における耐震化率の現状 (単位：戸)

住宅総数 (a)	148
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	78
耐震化率 (c=b/a)	50.7%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	78
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	73
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	0
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	0
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	73

(出典：「村固定資産台帳」から推計)

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する特定建築物(※ 5)は 13 棟あります(いずれも村が所有する建築物)。このうち昭和 55 年以前に建築されたもの 1 棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの 1 棟に昭和 56 年以降に建築されたもの 1 棟を加えた、13 棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は現状で 100%と推計されます。

特定建築物における耐震化率の現状 (単位：棟)

特定建築物総数 (a)	13
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	13
耐震化率 (c=b/a)	100%
昭和 56 年以降に建てられたもの (d)	12
昭和 55 年以前に建てられたもの (e)	1
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの (f)	0
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの (g)	1
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの (h)	0

(村が所有する特定建築物の内訳)

(単位：棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	学校・病院・ 社会福祉施 設等	不特定多数 の住民等が 利用する 施設	特定多数の 住民が利用 する施設	その他の 建築物	合 計
具体的な用途	幼稚園、小学 校、中学校、 病院、診療所 、老人ホーム、 保育所等	宿泊施設、物 品販売業を 営む店舗、 集会場等	賃貸住宅、寄 宿舍、下宿等	事務所、工 場、自動車 車庫等	
合計 (b)	2	3	8		13
耐震性を満たすもの (c=e+g)	2	3	8		13
耐震化率 (d=c/b)	100%	100%	100%	%	100%
昭和 56 年以降に建築された棟数 (e)	1	3	8		12
昭和 55 年以前に建築された棟数 (f)	1				1
耐震性を有しているもの又は 有していると推測されるもの (g)	1				1
耐震性がないもの又はないと 推測されるもの (h)					

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状 (詳細)

(防災拠点施設である公共建築物の内訳)

※ 上記の特定建築物に防災拠点施設である役場庁舎 1 棟を含む。

(単位：棟)

建築物の分類	指定 避難所	病院施設、 社会福祉 施設等	幼稚園、 小・中学 校等 (避 難所以外)	庁舎、消 防署等	市町村営 住宅等	左記以外 の用途	合 計
総棟数 (a=d+e)	3	1	1	1		1	7
耐震性があると判断 されるもの (b=d+f)	3	1	1			1	6
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	100%	0%	%	100%	86%
昭和 56 年以降に建築 された棟数 (d)	3	1				1	5
昭和 55 年以前に建築 された棟数 (e)			1	1			2
耐震性を有するもの 又は有すると推 測されるもの (f)			1				1
耐震化が必要なもの (g) ※				1			1



平成 32 年における耐震化率の目標	100%
--------------------	------

※ 上記、耐震化には、除却・改築等を含む。

3 建築物の耐震化の目標設定

(1) 住宅の耐震化の目標

県内における住宅の耐震化率は、総務省統計局の住宅・土地統計調査を用いて推計すると平成 25 年時点で 80%となり、全国の 82%と比べて 2 ポイント低い状況です。

国の基本方針では、平成 17 年度の時点で約 79%であった住宅の耐震化率を 10 年後の平成 27 年度までに少なくとも 90%とすることを目標(※4)にしています。

これを踏まえ、栗島浦村では計画期間内（平成 32 年度末）における住宅の耐震化率の目標を 70%とします。

住宅の耐震化の現状（平成 25 年度）

住宅の耐震化率	平成 25 年
新 潟 県	80%
全 国	82%
栗島浦村	50%

※ 固定資産台帳（平成 28 年）をもとに推計

※3 [住宅・土地統計調査]

統計法に基づく調査。わが国の住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態等を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明かにし、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的に昭和 23 年以来 5 年ごとに実施しています。直近では、平成 15 年に実施されています。

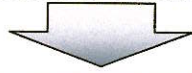
※4 [国の耐震化率の目標]

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成 17 年 3 月 中央防災会議）の「10 年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させる。」の目標を踏まえ定められました。

参 考

新潟県の耐震改修促進計画では、耐震性の劣る住宅戸数を平成 27 年度までの 10 年間で半減することを目標にして、耐震化率の目標を 87%としています。

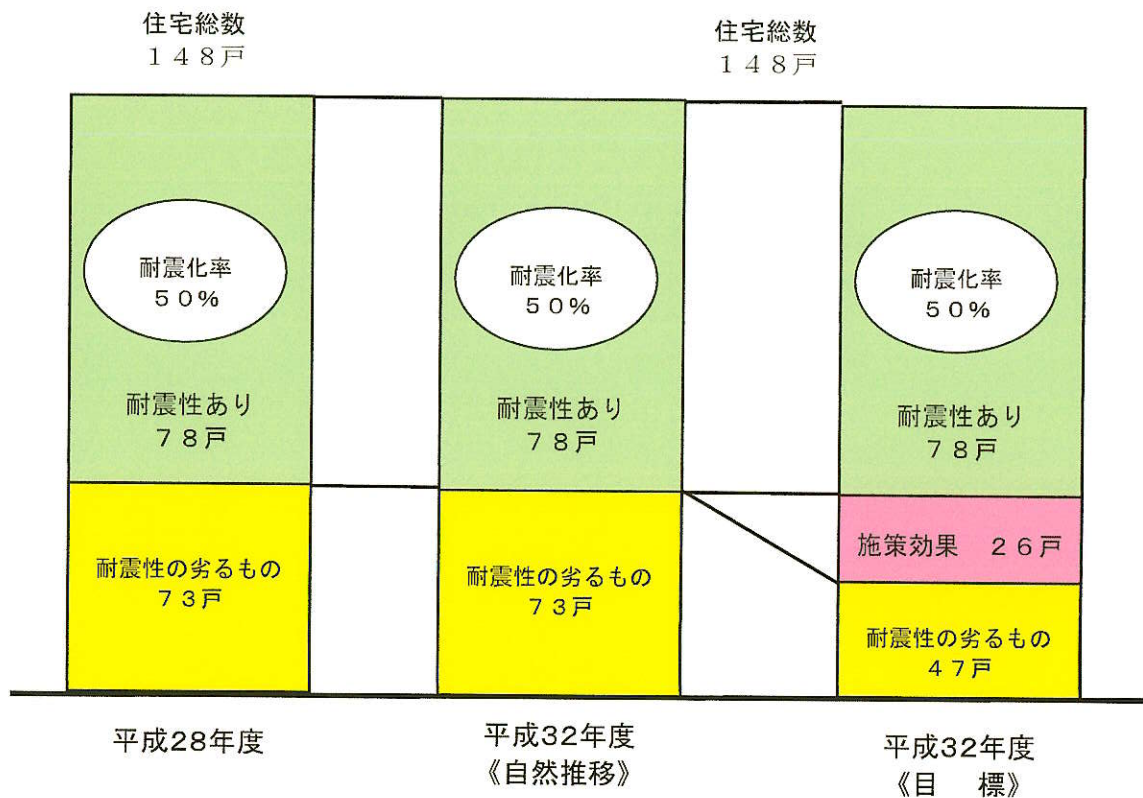
住宅の耐震化率の現状
50%（平成25年度）



住宅の目標耐震化率
目標値 70%（平成32年度末）

平成32年度末時点における住宅の戸数は148戸と推計されます。
そのうち耐震性が劣ると推計される73戸について、目標年次までの間に約26戸の耐震改修を政策的に誘導する必要があります。

住宅の耐震化の推移



(3) 村が所有する特定建築物の耐震化の目標

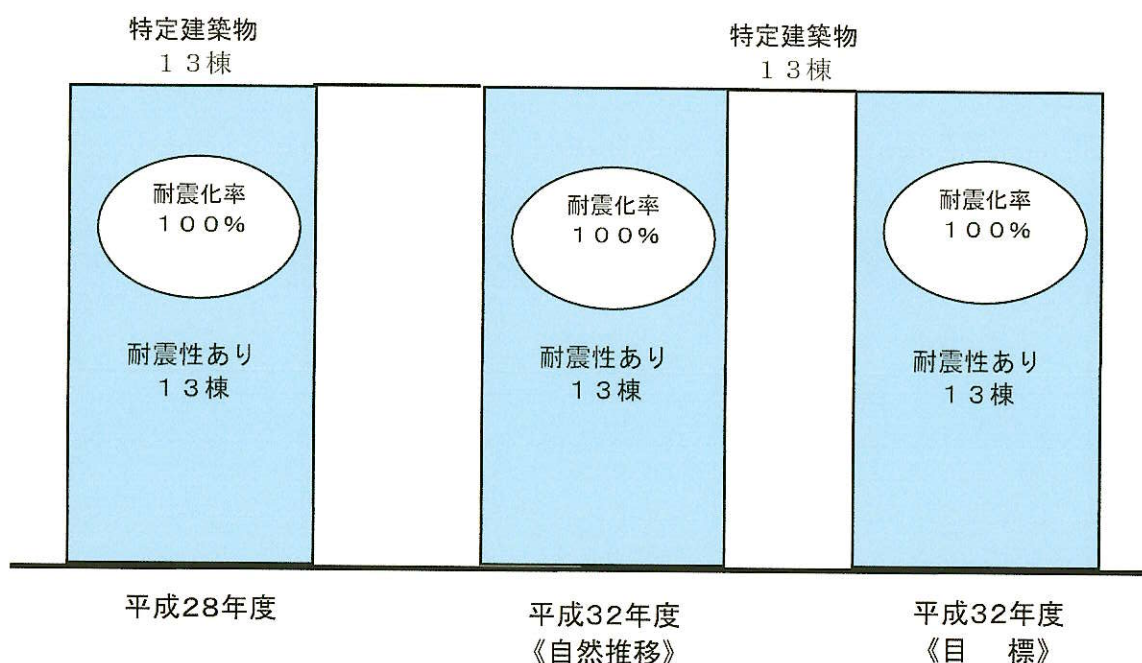
特定建築物(※5)は、住宅と同様に積極的な耐震改修の促進が重要となります。

本村における特定建築物の耐震化率は100%です。

(4) 防災拠点施設である公共建築物の目標

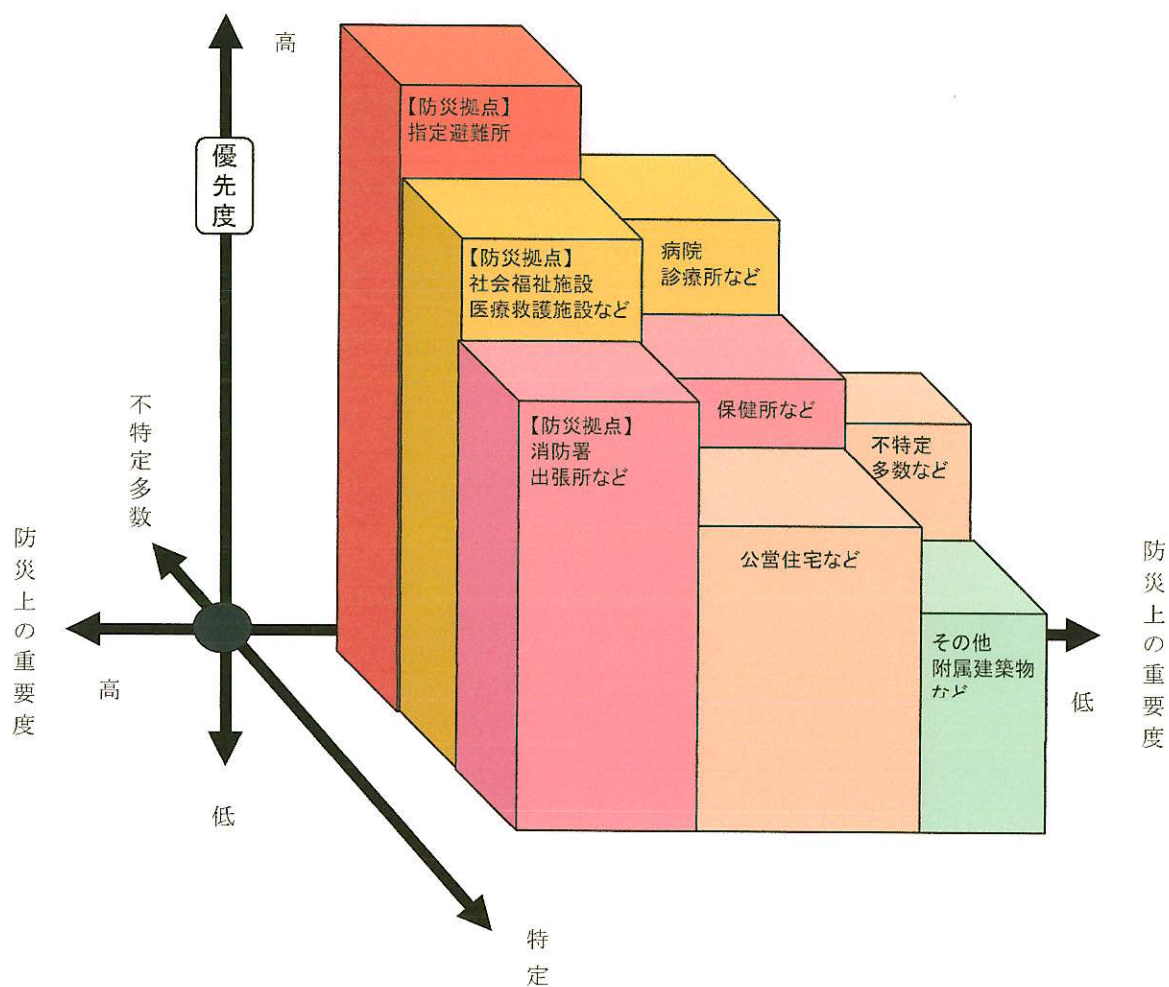
防災拠点施設である公共建築物は、平成27年度末までに耐震化率100%を目標とします。耐震化が必要な役場庁舎については、平成32年度末までに耐震化を完了させることを目標とします。

特定建築物の耐震化の推移



※5 [特定建築物]

ここでの特定建築物とは、耐震性の有無に関わらず耐震改修促進法第6条1号に定める規模、要件を満たす建築物を「特定建築物」として扱っています。



栗島浦村有特定建築物耐震化の優先度のイメージ

第3 住宅及び特定建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担

ア 住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

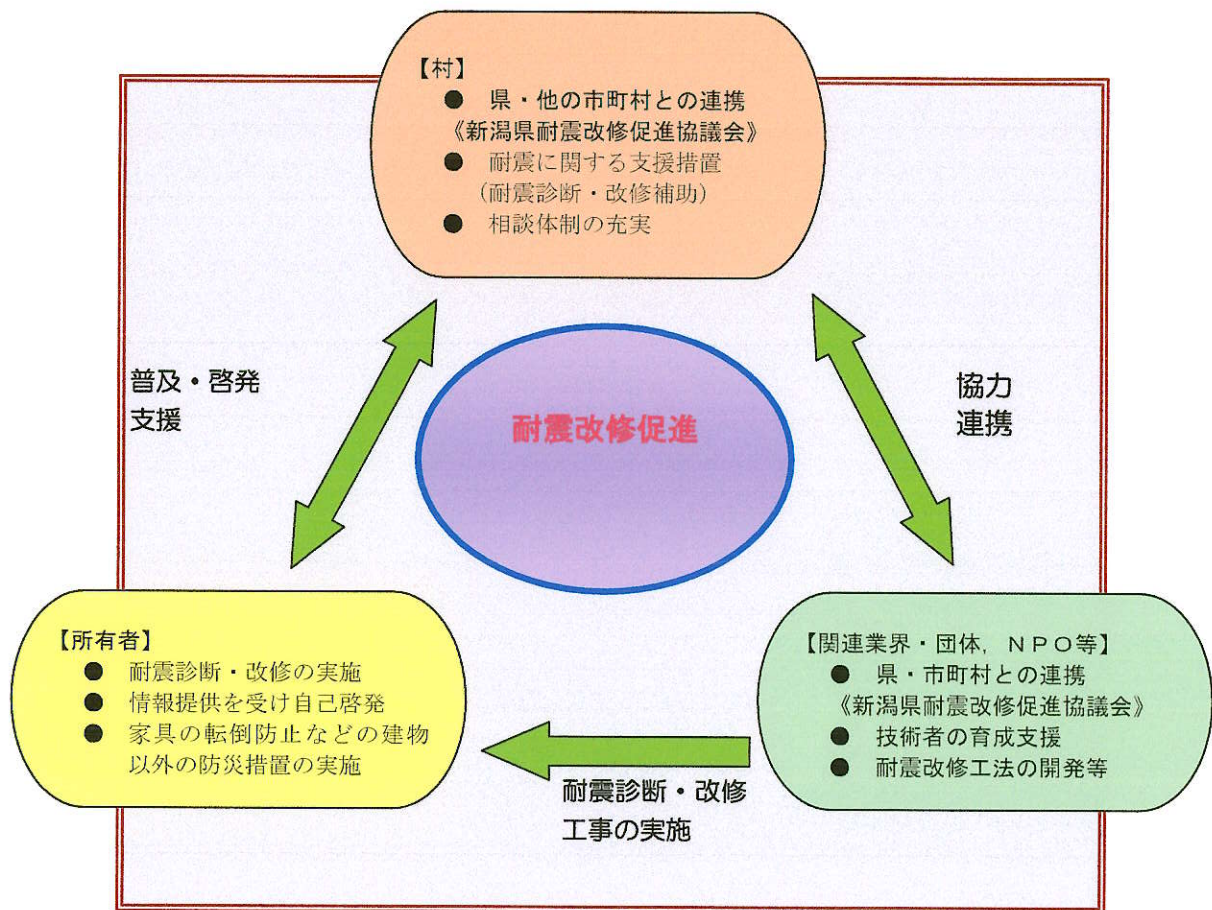
住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ 関係団体等

建築関係団体や NPO にあっては、村民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ 村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。



耐震改修の基本的な取組

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 税制の優遇策

住宅・建築物の耐震化率の向上のため以下のような税の特例措置がとられています。

① 住宅に係る耐震改修促進税制（所得税、固定資産税）

【所得税】

個人が平成 25 年 12 月 31 日までに一定の区域内において旧耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%相当額（20 万円を上限）を所得税から控除

【固定資産税】

旧耐震基準により建設された住宅について一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 ㎡相当分まで）の課税の特例

② 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税）

【所得税・法人税】

事業者が平成 20 年 3 月 31 日までに特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で一定の要件を満たす場合、耐震改修工事費 10%の特別償却

(2) 関係団体の連携

建築物の耐震化を促進するため、関係団体と連携を図りながら普及啓発活動の実施や技術者の育成支援など各種の取り組み（※7）に努めます。

※6 「各種の取り組み」

「新潟県耐震改修促進協議会」（平成 19 年 7 月設置）への参加

☆ 協議会の概要

① 構成：新潟県、県内市町村、目的に賛同して入会する関係団体

② 協議会の所掌事項

a 法第 5 条第 7 項に規定する市町村耐震改修促進計画の作成の支援、指導等に関する事

b 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事

c 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事

d その他耐震化の促進に関して必要な事項

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して建築物の耐震化を適切かつ円滑に進められるように、相談体制の整備や制度等の普及啓発、耐震診断技術者の養成等に取り組みます。

(1) 耐震改修等に関する周知徹底の推進

個人住宅にあっては、全世帯を対象とした広報紙の活用や耐震に関する啓発のためのパンフレット等を配布し、耐震化を認知してもらうとともに必要性について周知についても積極的に図ります。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、相談窓口を設置する。各市町村において単独に設置できない場合は、新潟県耐震改修促進協議会で設置する木造住宅等の耐震診断や耐震改修等に関する相談を活用し、住民ニーズに対応します。

(3) 耐震診断技術者の養成

建築技術者に対して、木造住宅等の耐震診断及び耐震改修に必要な知識の習得を図り、住民の耐震に対するニーズに対応させるため耐震診断技術者のための講習会に参加を呼びかけ技術力向上を支援します。

4 建築物の総合的な地震対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、以下の事項を含めた総合的な地震対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止

地震時にブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり大きな被害が予想されます。このことから、建築物防災週間等の機会をとおして、通学路などを中心に危険箇所の把握・指導に努めます。

また、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行う活動を支援します。

(2) 窓ガラスや外壁・屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や外壁・屋外看板等の落下は、人的被害を発生させるだけでなく、がれきによって避難・救援活動を妨げることとなります。このため窓ガラス等の破損や外壁・屋外看板等の落下の危険性が認められる場合には、周知するとともに必要に応じて改修指導を行います。

(3) 天井等の非構造部材の安全確認

大規模な空間を有する建築物の天井等の非構造部材については、地震時には落下・崩壊崩落等の被害発生が想定されます。このため建築物の所有者等に定期的な点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及啓発を図ります。また必要に応じて改修指導を行います。

(4) エレベーターの安全対策

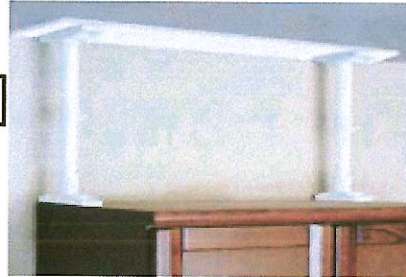
安全点検の励行による適正な維持管理と共に、エレベーターの緊急停止によるカゴ内への閉じ込め防止のため、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込めが発生した際の対処方法等について、建築物の所有者及び利用

者に周知を図ります。

(5) 家具の転倒防止

家具の転倒は、人的被害や避難・救助活動の妨げになります。このため身近な住宅内部での地震対策として、家具の転倒防止を呼びかけると共に家具の固定方法の普及啓発を図ります。

突っ張り棒タイプ



ベルト連結タイプ

5 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震時には、住民の円滑な避難、救急・消防活動の実施、緊急物資の輸送等を確実にを行うため、道路機能を確保することが非常に重要になります。

新潟県の耐震改修促進計画では、地震時に通行を確保すべき「緊急輸送道路」を新潟県地域防災計画に示す「新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき指定しています。

粟島浦村では県で指定された緊急輸送道路のうち本村の行政区域に係る区間を「緊急輸送道路」として位置付け、沿道建築物の耐震化に取り組むものとします。

【第1次緊急輸送道路】

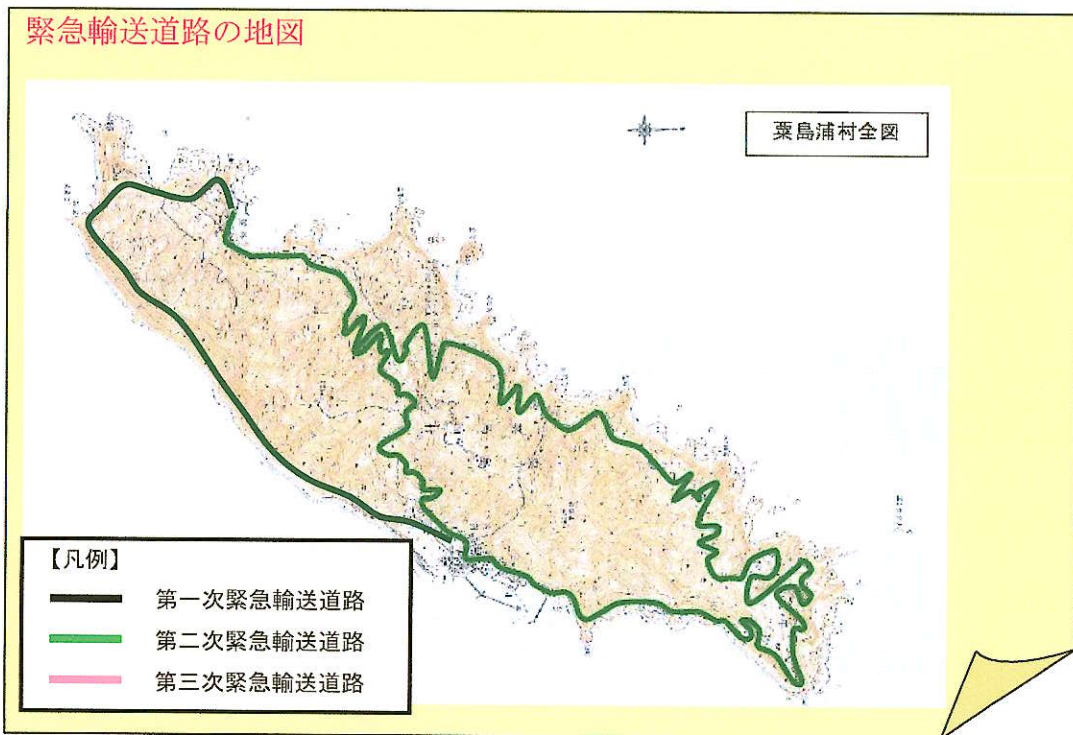
県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港を連絡する道路

【第2次緊急輸送道路】

第1次緊急輸送道路と市町村役場、重要な防災拠点を連絡する道路

【第3次緊急輸送道路】

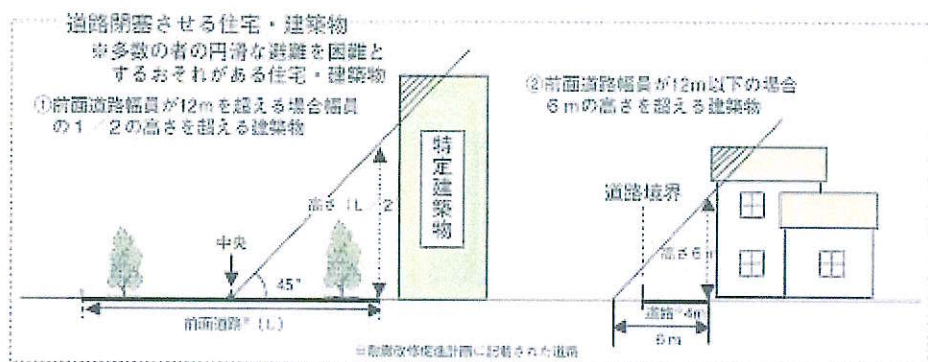
第1・2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡する道路



緊急輸送道路



地震後の道路閉塞の状況



第4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及について

建築物の耐震化を図り、村民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、一般村民や建築物の所有者等に対して、安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めます。

1 地震防災マップの活用

住宅や建築物の所有者が耐震化に自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は村において地震に関するハザードマップを公表します。

ハザードマップは、想定される地震の震度の分布状況や村が指定する防災拠点、避難所等が示されています。

2 情報提供の充実及び相談体制の整備等

耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため以下の取り組みを行います。

- ① 経常的な耐震診断及び耐震改修の相談窓口の設置
- ② 建築の設計、施工関係団体と連携した相談窓口の設置の検討
- ③ 木造アパートや木造共同住宅の所有者・管理者等に対する情報提供
- ④ 耐震診断、耐震改修に係る支援制度の紹介
- ⑤ 各種業界への横断的な協力要請（普及・啓発）

3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

- ① 本耐震改修促進計画の概要や耐震診断・耐震改修の支援制度に関するパンフレット等の作成及びホームページへの掲載
 - ② 窓口相談や防災訓練、講習会などでのパンフレットの配布
 - ③ 村の実施する住宅建築相談会や地震対策セミナーなどについての広報やポスター、パンフレット等による積極的な案内
 - ④ 公的施設等におけるパンフレットの配置
 - ⑤ 耐震関連事業者へのポスター・パンフレットの配付
 - ⑥ 耐震化支援制度などの情報を必要に応じ、村民に向け個別配付
- 2) セミナー・講習会の開催
- ① 村民の要望に応じ、出前講座を実施
 - ② 関係団体による村民向け地震対策セミナー等の実施
 - ③ 建築技術者を対象とした耐震診断技術者の育成を目的とした講習会を開催

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅の増改築やキッチン・バスルームの改修等リフォーム工事に合わせて耐震改修を行うことは、費用面や施工面で効率的であることから、このタイミングに耐震改修の重要性を周知し、耐震化の誘導を図ります。

具体的には、公報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をみて、住民に啓発を行います。

5 自治会・自主防災組織等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る【自助】」「自分たちの地域は自

分たちで守る【共助（互助）】」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。村には、平成 28 年 3 月 31 日現在 2 の自主防災組織があり、村と連携した活動を行なっている。また、町村会や自主防災組織等に対して、耐震診断や耐震改修の啓発のため、出前講座などを開催する支援を行ないます。

6 耐震改修促進税や地震保険料割引等の周知

個人が一定の区域内において住宅の耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の 10%相当額（上限 20 万円）を所得税額から控除できる耐震改修促進税が平成 18 年 4 月から開始されました。

また、地震保険における耐震診断割引も平成 19 年 10 月 1 日より適用されたことから、今後の耐震改修の促進につながるため、制度の周知を徹底します。

7 建築基準法による勧告又は命令等に関する事項

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施

村は、耐震改修促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修の的確な実施のため必要があると認められるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行ないます。

また、耐震改修促進法第 15 条第 2 項の規定により、指導に従わなかった者のうち法令で定める一定規模以上の特定建築物の所有者に対し、必要な耐震診断又は耐震改修が行なわれていないと認めるときは、必要な指示を行ないます。

指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、耐震改修促進法第 15 条第 3 項の規定により、公表を行ないます。

(2) 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法第 15 条第 3 項による公表を行なったにもかかわらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行なわなかった場合は、当該建築物の所有者等に対し、村は、建築基準法第 10 条第 1 項から 3 項の規定により、勧告又は命令等を行ないます。

(3) 所管行政庁との連携

村は、県や県内の他の所管行政庁（※7）と指導を行なうべき建築物の選定や実施の方法、公表のあり方等について、連携して検討を進めていきます。

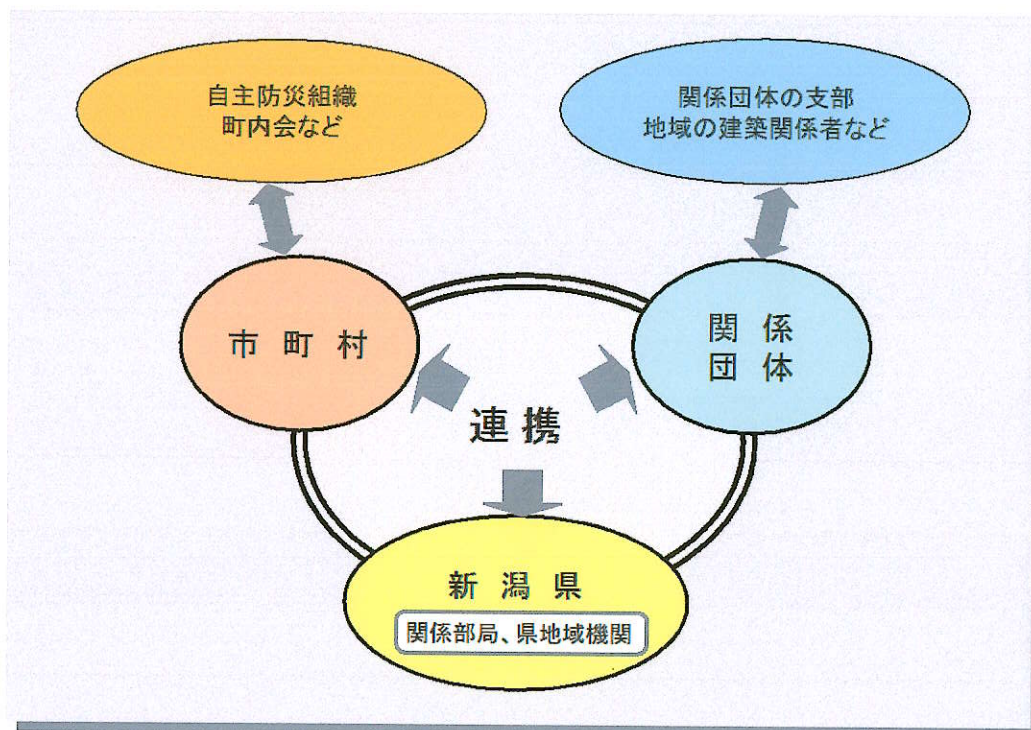
又、建築基準法による勧告や命令等についても、その適切な実施にあたって、県や県内の他の所管行政庁と連携を行ないます。

※7 耐震改修促進法第 2 条第 3 項に規定する「所管行政庁」をいい、平成 28 年 3 月現在、県内では県及び新発田市、新潟市、長岡市、柏崎市、三条市が所管行政庁となっています。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 新潟県耐震改修促進協議会への参加

本計画を実施するにあたり、県、本村以外の市町村及び関係団体等と連携し新潟県耐震改修促進協議会に参加し、耐震化を促進していきます。



附則

令和 5 年度における耐震化率は 63%であるため、本計画の計画期間を令和 12 年度末まで延長し、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。